

〔熊谷会場〕『特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習』開催のご案内

労働安全衛生法第14条により、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質・四アルキル鉛等による障害又は中毒を予防するための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わせなければならないことになっています。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、地区協会の協力のもとに標記講習を下記要領により実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

記

- 1 日 時 11月1日(月) 学科 09:25~17:00 (受付開始09:10)
11月2日(火) 学科・試験 09:20~18:10 **講習修了後に試験を実施**
- 2 講習会場 **熊谷市立勤労会館 大ホール** (秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)
熊谷市石原1407番地1 TEL:048-523-3122
- 3 講習人員 **99名** (3密回避のため50%定員減。定員超過時はキャンセル待ち) (最少催行人員20名)
- 4 受講資格 満18才以上
- 5 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
- 6 講習費用 **15,180円**【内訳:受講料13,200円(消費税含む)、テキスト代1,980円(消費税含む)】
※納入いただいた講習費用はお返しいたしません。*事前変更申請による許可者の受講は可。
- 7 申込方法 **①郵送申込:** まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入してFAXでお申込み下さい。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、写真1枚(縦30×横25mm、6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、裏面に氏名記入、デジタル写真の場合は写真専用紙を使用)を受講申込書に貼付して、下記協会宛に**申込原本を郵送**して下さい。
受講票は、申込書原本と口座振込を確認後にご担当者宛にFAXいたします。
②持参申込: まず申込書に必要事項と持参予定日を記入してFAXでお申込み下さい。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ申込書に講習費用を添え下記協会事務所に持参下さい。
※午前9時~午後4時30分まで受付(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
※個人申込みの方は、本人確認のため公的書類(自動車運転免許証等)の写しを添えて下さい。
③申込期限: 申込書原本提出及び講習費用納入いずれも**10月20日(水)**まで。
④申込先: (一社) 熊谷地区労働基準協会
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
⑤振込先: 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
- 8 修了証 全科目を受講した所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。
- 9 その他 (1)事務処理上、講習当日の受付はいたしません。(2)テキストは講習当日にお渡しします。
(3)当日の代替者の出席受講は認めません。(4)昼食は必ず各自でご用意ください。
(5)駐車場完備92台(うち4台は車椅子ご利用の方専用)※赤城神社の共用駐車場も利用可能

■**受講申込書は別紙**にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーしてご使用ください。